

株式譲渡税申告の問題点

大輪好輝（作新学院大学）

吉田雅彦（作新学院大学・院生）

1．上場株式会社等に関する優遇税制が平成15年税制改正により施行された。

これにより、概ね5年間は銀行等の預金利子率よりも株式等投資を優遇する措置がなされることとなった。

株式等投資には、上場株式等の売却・配当・株式投資信託があるが、ここでは、上場株式等の売却を取り上げたい。

2．上場株式等の売却に関して、確定申告の手間を軽減するために、いわゆる「特定口座」制度が平成15年度より創設された。特定口座は、投資家の確定申告の便宜を図り、受託証券会社が株式売却時に源泉徴収を行い、投資家はその確定申告をしなくて良い制度である。尚、源泉徴収をしない旨を選択した場合には、証券会社は確定申告の事前の準備として、取得費等の管理計算・売却損益の計算・添付書類の作成等つまり翌年1月末までに、「特定口座年間取引報告書」を投資家に提供する制度もある。

この場合は、上記報告書を確定申告に添付が義務づけられている「株式等に係わる譲渡所得等の金額の計算明細書」に代えて、添付することが認められている（租税借令25の10の10の）。

3．特定口座で源泉徴収をする場合の問題点。

源泉徴収を選択した場合においても、確定申告をすることが出来ることで、定率減税の恩恵を受ける場合があるという現行税制の疑問点が浮彫になる。つまり、株式譲渡益以外の所得額の大小で確定申告をするかしないかにより、定率減税の控除限度が所得の10%でかつ12.5万円であることが、複雑にしている。

つまり特定口座の源泉徴収を選択した場合に確定申告をするかしないか判断をしなければならない。

（1）株式譲渡で年間の損益が赤字の場合には、確定申告をして本年の損失を来年以降三年間までの株式譲渡損と通算することができるので、利益が出ても納税額を少なくすることが出来るメリットがある。複数の証券会社と取り引きしていて、それぞれの特定口座で源泉徴収を選択している場合、合算してみて、赤がある場合にも同様に損益通算の確定申告をした方がよい。

（2）株式譲渡益が出ていて、課税所得790万未満の給与所得者の場合には、確定申告すれば、定率減税の適用がある。

- (3) 株式譲渡益が出て、その人が専業主婦である場合には、源泉徴収を選択して、38万円超の利益があれば、その利益を確定申告で税金は戻るが、配偶者である夫は、配偶者控除の対象から外れることになり、夫の所得控除に影響が出ます。更に、国民健康保険の上限35万円未満を支払っている場合にも影響が出る。